

テクノス三原株式会社からの報告の概要  
(8月4日11時36分までに受けたもの)

- 令和5年8月3日(木)14時00分頃、テクノス三原株式会社が6月分の個人線量計の測定結果を確認したところ、6月29日(木)の作業において、放射線業務従事者(以下「従事者」という。)2名(共に男性)のうち1名が39.5ミリシーベルト、1名が24.0ミリシーベルトであり、5ミリシーベルトを超える計画外の被ばくがあったことを確認した。
- 当該従事者2名は、三原市自社工場内の照射室において、密封線源(イリジウム192(ガンマ線源)、370ギガベクレル)を内蔵したガンマ線透過試験装置を使用して、配管の非破壊検査の作業(溶接線の検査)を行っていたが、通常は照射室の外側にて遠隔操作で作業をすところ、当日は照射室内で長時間の作業を行っていた(別添図1及び2参照)。
- 以上の状況を踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく報告事象(放射線業務従事者の計画外の被ばく)に該当すると判断し、8月3日18時08分に原子力規制庁へ報告した。
- なお、当該従事者2名について、被ばく線量が年間の法定線量限度を超えるものではなく、現時点で被ばくによる健康への影響はないと考えているが、医療機関による健康状態の確認を受ける予定である。また、周辺環境への影響はない。

以上